

## 【スウェーデン】 犯罪捜査協力による減刑に関する刑法典改正

海外立法情報課 井樋 三枝子

\* 自己の犯罪について重要な情報を提供し、捜査や訴訟に協力した被告人の量刑判断に際し、刑の減軽が検討される制度を導入する刑法典 (SFS 1962:700) の改正法 (SFS 2015:78) が成立し、2015年4月1日から施行された。

### 1 スウェーデン刑法典における処罰と量刑

現行の刑法典 (SFS 1962:700) で規定される処罰は、刑事制裁 (påföljd) というものであり、刑事制裁には、①刑 (straff)、②条件付き判決 (2年間の観察を受ける。社会奉仕命令又は罰金の併科が可能。)、③保護観察 (保護司による監督を受ける。薬物中毒治療のための処遇等も含む。) 及び④特別保護への引渡し (未成年者の閉鎖少年施設への引渡し、薬物乱用者の社会福祉的な処遇への引渡し、精神障害者の病院への引渡し等) が存在する (表1参照)。①の刑には、拘禁刑と罰金の2種類がある。

1962年の刑法典制定当初、刑事制裁の目的は、犯罪者の改善を目指すこと (刑法典第1章第7条 (現在廃止)。以下、条数の引用は刑法典の条数。) とされており、個別の事件では、一般予防 (刑罰の存在による一般的な犯罪の防止) 及び特別予防 (個々の受刑者の再犯防止) が刑事制裁の量定の根拠とされていた。そして、4種類

表1 刑事制裁 (påföljd) の種類

刑事制裁 (第3編)	刑 (straff) (第25章、26章)	罰金 (25章) 拘禁刑 (26章)
	条件付き判決 (第27章)	2年間の観察等
	保護観察 (第28章)	保護司による監督等
	特別保護への引渡し (第31章)	施設への引渡し等

(出典) 筆者作成

の刑事制裁の間に軽重はなく、刑事制裁の量定に関する規定も刑法典上に存在しなかった。

だが次第に、具体的な事件で被告人が受ける刑事制裁に不公平な結果が生じて問題となり、1988年に刑事制裁の体系や量定に関して刑法典の改正が行われた (SFS 1988:942)。これにより、刑事制裁の量定は、犯罪の刑罰価値 (犯罪の軽重) に従い、法適用の統一性、(処罰の) 予見可能性及び (同じ犯罪には同じ処罰という) 等価性を考慮し、適用可能な刑罰の尺度 (個々の罪の法定刑及び法律上規定される刑罰価値の加重・減軽の条件 (第29章第2条及び第3条)) の範囲内で判定されることとされ、一般予防及び特別予防は、事件において個別的には刑事制裁の量定の根拠とされなくなった (表2参照)。

しかし、刑法典上規定される刑罰価値の減軽に関する条件に合わない場合であっても、被告人の置かれた様々な事情や状況次第では、刑罰価値に従った刑事制裁の量定を行うと処罰が厳し過ぎて、不合理なものとなる事態が生じることが想定された。そのため、1988年の改正では、被告人の「個人的状況及び犯行後に生じた事情」を考慮しないと衡平でなく不適切な結果を生む場合についても、刑法典第29章第5条第1項各号で明記することとした。

表2 刑事制裁の量定に関する法改正

法律	量定の根拠
1964年刑法典制定	一般予防及び特別予防の観点を個別の事件で判断。
1988年刑法典改正 第29章・第30章新設	犯罪の刑罰価値。法適用の統一性、予見可能性、等価性を考慮。

(出典) 筆者作成

これらの事情に該当する場合、裁判官は、合理的範囲で刑の減軽を考慮しなければならず、その際、法定刑の下限を下回ることも可能である（第29章第5条第2項）。

日本では、過剰防衛・過剰避難に対する情状、酌量減軽、自首等による刑の減軽は、刑法に規定される要件に従い考慮される。しかし、考慮すべき事情、検討の程度について刑法上の規定はなく、裁判所の裁量に委ねられている。酌量減軽の場合も、どのような事情が情状となるのかの規定はない。スウェーデン刑法典第29章第5条は、これにつき条文中規定したものと見ることができる。

## 2 法改正の経緯

スウェーデンは、2000年代から司法手続の効率化、質の向上を目指した司法制度改革の検討を続けており、被告人が自己の犯罪に関する重要な情報を提供して捜査に協力した場合を、第29章第5条の刑の減軽を考慮する事由として明確に規定することについても検討されてきた。その理由としては、刑罰価値に従った量刑では、被告人にとり衡平とならない場合があることとあわせ、捜査の効率化の必要性（生じた余力を他の犯罪捜査に向けることを目的とする。）が、強く述べられていた。

また、これまで裁判所は、被告人が犯したある罪に起因して、（行政的処罰等に類する）刑事制裁以外の法的な制裁（sanktion）が課される場合で、それらと刑事制裁を総合的に見た結果、その累積（制裁累積）が被告人にとって著しく非合理的な重さとなるとき、第29章第5条の各号に照らして考慮し、何らかの減軽を行っていた。今回の改正では、この制裁累積についても、上述の被告人の捜査協力の場合とともに、量刑における減軽事由として明文化された。改正前の第29章第5条第1項では、表3のとおり、1号から8号までの条件が挙げられていたが、これらの旧規定と今回の改正で新たに追加された「自己の犯罪に関する重要な情報提供」及び「制裁累積」との関係を、以下に紹介する。

### （1）旧2号、旧3号及び旧8号と「自己の犯罪に関する重要な情報提供」

被告人が、自発的に犯罪行為の実行を中断又は罪の既遂を防止した場合、当該犯罪の未遂、予備、予謀等に関して罪に問われないことについては第23章で規定されている。旧2号は、これに該当しない場合で、被告人に後悔の念があり、罪の是正・被害を回復する自発的な試み（例えば、盗品の返却、被害者の病院への搬送等）があれば、当該犯罪につき刑の減軽を考慮すると定めていた。旧3号の自首も、被告人の後悔の念と罪の責任を取る意思の表れによるもので、減軽事由とされていた。

8号は、1号から7号までに列挙した以外で、裁判官が考慮しうる事項につき一般的に述べたものだが、他の列挙で言及されている状況と基本的に同レベルで同等の価値があるような状況を指していると解されてきた。

これまで裁判所は、被告人が自己の犯罪に関して重要な情報を提供し、捜査や訴訟を効率化するような場合に、その行為を量刑で考慮することを運用として試みていたが、その場合には、旧2号又は旧8号が根拠として考えられてきた。しかし、今回の刑法典改正案の立法準備作業の段階で、旧2号は被害の予防や救済について指しており、捜査協力の場合を

含んで解釈することはできないと結論付けられた。

表3 第29章第5条第1項各号の新旧対照

旧		新	
1	犯罪の結果として、被告人が深刻な身体の損傷（例えば、永続的な障害や薬物中毒による不可逆な脳障害等）に苦しんでいる場合	1	犯罪の結果として、被告人が深刻な身体の損傷に苦しんでいる場合
2	被告人が自己の能力の範囲で、犯罪の被害を防止、是正又は制限することを試みた場合	2	被告人が、高齢又は健康上の問題から、犯罪の刑罰価値に従って執行される刑により非合理的な苦難を受けうる場合
3	被告人が自首した場合	3	犯罪の性質に比し、それが行われてから非常に長期間が経過している場合
4	被告人が自己の犯罪を理由として、国外追放させられ苦痛を受ける場合（例えば、家族が国内に居住する等、外国人の被告人がスウェーデンと何らかの結びつきを有する場合等。）	4	被告人が自己の能力の範囲で、犯罪の被害を防止、是正又は制限することを試みた場合
5	被告人が、自己の犯罪の結果、離職又は失職により影響を受けるか、職業又は商業活動において支障を受け又は深刻な困難にあう場合	5	<b>&lt;新設&gt; 自己の犯罪に関する重要な情報提供</b> 被告人が自首し、又は自己の犯罪の捜査にとって顕著に重要な情報を提供又は提出した場合
6	被告人が、高齢（判例では高齢とは、おおよそ年金受給開始の65歳以上）又は健康上の問題から、犯罪の刑罰価値に従って執行される刑により非合理的な苦難を受けうる場合	6	被告人が自己の犯罪を理由として、国外追放させられ苦痛を受ける場合
7	犯罪の性質に比し、それが行われてから非常に長期間（判例では訴訟開始まで4年以上。）経過している場合	7	被告人が、自己の犯罪を理由として、解雇又は解雇予告を受けるか、職業又は商業活動において支障を受け又は深刻な困難にあう場合
8	被告人が、犯罪の刑罰価値により正当化されるよりも軽い罰を受ける必要がある状況が存在する場合	8	<b>&lt;新設&gt; 制裁累積</b> 犯罪の刑罰価値に従って執行される刑罰が、当該犯罪による他の法的な制裁に関係して、不適切に重いとみなすことができる場合
		9	被告人が、犯罪の刑罰価値により正当化されるよりも軽い罰を受ける必要がある状況が存在する場合

・（ ）内は筆者による補足。  
 ・白抜き矢印は、本文 2(1)、黒矢印は同(2)、点線矢印は号番号以外に変更のないものを示す。  
 (出典) 筆者作成

(2) 旧1号、旧5号、旧6号及び旧7号と「制裁累積」

旧1号、旧5号、旧6号及び旧7号は、犯罪後に、被告人自身に統制不能な状況が発生した場合についての規定である。これらの場合、刑罰価値と同等の処罰では、被告人にとって著しく不合理な罰とならないか個別の事情を酌量しなければならないという観点である。

特に旧5号は、単に雇用上の取扱いにより困難に陥る事態だけでなく、当該罪に起因して被告人が刑罰制裁以外の法的制裁を課されるような場合であって、それが被告人の職業上必要な免許等の剥奪といった被告人の失職等につながるような深刻な制裁であるとき、

そのような法的制裁と刑事制裁の累積（制裁累積）が被告人にとって厳し過ぎて衡平でないおそれがあり、刑の減軽を検討する必要がある際の根拠とされてきた。

### 3 新第29章第5条第1項について

改正後の第29章第5条第1項の各号は、表3のとおり、1号から9号となっている。

新しい第29章第5条第1項では、被告人が自己の犯罪に対して、顕著に重要な情報を自発的に提供した場合を、旧3号の自首の場合とあわせて、新たに5号とした。この5号は、旧2号（新4号）及び旧3号と同様、被告人の後悔の念、罪への責任を取る意思及び罪の是正への試みがあることにより、刑の減軽が衡平と考えられる場合である。

制裁累積については、8号として新設し、旧5号については、主として被告人が、雇用上の取扱いにより困難に陥る事態に備え、新7号として残された。旧8号は新9号となった。

### 4 他の被疑者の犯した罪に関する情報提供と新5号

捜査や訴訟手続において、ある犯罪行為を行った者が、共犯者や他の犯罪につき重要な情報を提供すること（いわゆる「検察側証人（kronvittnen）」となること。）も考えられる。

このような場合の協力についても、新第29章第5条5号に該当すると解釈できるか否かについては、立法準備段階で検討はされたものの、自己が犯したものの以外の犯罪への捜査協力を含むべきではないとする意見が多数であった。

その理由は、ある犯罪における自己の関与に関する情報提供と、他の被疑者に関する情報提供との間には、決定的な違いが存在するためとした。とりわけ、検察側証人として提供する情報の証拠価値が、自己の犯行に関して提供する情報が有する証拠価値とは大きく異なること、そのような情報提供により、他の被疑者の公正な裁判を受ける権利が侵害されるおそれが払拭できないこと等の問題が残るとされた。

最終的に、今回の改正においては、このような検察側証人の場合については、第29章第5条における刑の減軽すべき事由として条文中に盛り込むことが見送られた。

参考文献（インターネット情報は2015年9月14日現在である。）

- ・“Straffli ndring vid medverkan till utredning av egen brottslighet,” *Regeringens proposition 2014/15:37*, <<http://data.riksdagen.se/fil/533AC16F-9919-472E-917B-6C6F79E7D85A>>
- ・坂田仁「オーグレン著「刑法29章5条における衡平理由について」を読む」『常磐大学大学院学術論究』1号, 2014.3, pp.1-13.
- ・坂田仁「スウェーデン刑法における制裁の量定」『人間科学論究』20号, 2012.3, pp.49-65.
- ・坂田仁訳「スウェーデン刑法典及び刑法施行法(試訳)(2・完)」『JCCD』107号, 2011.4, pp.20-71.